



2022年4月成年年齢が 18歳に引き下げ

成年年齢を18歳に引き下げる内容とする「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行されることとなった。我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきたが、近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳・19歳を大人として扱うという政策が進められてきた。市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされてきた。世界的にみても成年年齢を18歳とするのが主流であり、成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳・19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられるとしているが…。これは歓迎すべきことなのかどうか、私自身は半信半疑だ。皆さんはどう思われますか…??

古いことを持ち出すようだが、戦後の復興の中での若者は、それぞれの世帯の中で一人

の働き手としての位置づけが高く、多世代同居の家族は生産集団として成り立っていた時代もあった。重要な働き手の一員となることは、おのずと経済的な観念も育てることになったような気がする。“今更、時代遅れのこと”とお叱りを受けそうだが、社会が豊かになるにつれ、社会の構成員としての自覚は後退してしまったような気がしてならない。

先行した選挙権年齢18歳引き下げは、改正公職選挙法の施行から早5年を過ぎた。改正直後は20代より高かった10代投票率はその後、急激に低下し、各自治体は啓発活動にあの手この手を尽くすが、その効果はなかなか見えてこない。選挙権とは別問題ではあるものの、「ただ引き下げるという形式だけではない」ということは言えるのではないだろうか？成年年齢の引き下げは、生活そのものへの影響や変化が起きるだけに、若者だけの問題とせずに、家庭はもとより社会全体で新成人を育していく必要があるのではないかだろうか…。

金などの制度内容や仕組みの説明は「格差」という言葉があるように、情報を持つ者と持たない者では、負担はしていません。税金の還付や公的サービスを受けようとすると、自らアクリションを起こさない限り恩恵は受けられないのが常だ。「情報格差」ではないだろうか。皆さん、この説明を受けましたか? 負担はしていません。

の若者は「未成人」となる。めでたし、めでたし、「な」のか、改めて社会全体の問題として考えてみよう。

1	2	2	年	生	年	月	日	新	成	人	と	な	る	年	代	
に	よ	う	て	る。	(下	表	参	照)	か	ら	18	歳	に	変	わ	く
1	8	歳	、	19	歳	か	ら	20	歳	が	成	年	齢	が	20	歳
日	1	年	4	月	1	年	4	月	1	年	4	月	1	日	か	ら
1	8	歳	、	19	歳	こ	れ	よ	う	て	り	こ	そ	う	う	う
1	8	歳	、	19	歳	こ	れ	よ	う	て	り	こ	そ	う	う	う
1	8	歳	、	19	歳	こ	れ	よ	う	て	り	こ	そ	う	う	う
1	8	歳	、	19	歳	こ	れ	よ	う	て	り	こ	そ	う	う	う

成年年齢はいつから変わるの？

生活 知恵袋

今月も
つぶやき
ます!

つぶやき
がんちゃん

齊藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
 - ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
 - ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
 - ・住宅ローンアドバイザー
 - ・金融広報アドバイザー

大きな違いが出てくる。油断も隙もあつたもんじゃない!!あらつ、またボヤキになってしまった。もういー、ということで後半は何がどう変わるのが解説することにする。自分で言うのもなんだが、「生活知恵袋」って親切だよなあ。

成年に達すると未成年のときと何が変わる?

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」と「父母の親権に服さなくなる年齢」とされている。平たく言えば成年に達すると、親の同意を得なくとも、自分の意思で様々な契約が出来るようになるということだ。もっと具体的な事例をあげれば、「単独で携帯電話の契約をする」、「一人暮らしするためには部屋を借りる」、「クレジットカードをつくる」、「高額な商品の購入やサービスの契約のためにローンを組む」など、未成年の場合は親の同意が無ければ出来なかつたことが、成年に達することで、親の同意がなくとも自分1人ができるようになる。また、親権に服さなくなるということは、自分の住む場所を自分で決めることも出来るし、行きたい学校への進学や、どの会社に就職するかなど、進路なども自分の意思で決定できるようになる。さらには、未成年者のパスポートを取得する際の有効期間は5年が限度であったが、18歳でも有効期間10年のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取ることもできるようになる。

これまで 結婚できる最低年齢は法律で”男性18歳・女性16歳”と定められていたが今回の成年年齢の引き下げにあわせ”男女ともに18歳”となり、女性が結婚できる最低年齢が引き上げされることとなつた。ここで、一抹の疑問が生じる。婚姻年齢が男女で2年の差があるのは一体なぜだろうか…？今更、過去のことは関係ないと思

変わるものと変わらないもの（「政府広報」より引用）	
18歳（成年）になったらできるもの	20歳が維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 親権者（法定代理人）の同意のない契約 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組むこと ・クレジットカードをつくること ・一人暮らしの部屋を借りること ● 10年有効のパスポートの取得 ● 公認会計士や司法書士・医師免許、薬剤師免許などの国家資格の取得 ● 結婚 ● 性同一性障害の人が性別を取り扱いの変更審判を受けること ● 普通自動車免許の取得（従来と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒 ● 喫煙 ● 頭馬の馬券、競輪・オートレース・競艇の投票券の購入 ● 養子を迎える ● 大型・中型自動車運転免許の取得

一方、成年年齢が18歳になつてからも変わらないものもある。飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、「これまでと変わらず20歳となる。」一番期待したのに“とがつかり”している方も少なくないと思うが、これらの低年齢化は本人への健康被害はもとより、社会的に好ましくないことは言うまでもなく、健康面への影響から、現状維持となつてゐるのは頷けるところだ。

われるかもしないが、吾輩のなぜなぜ虫が騒いでいるので調べてみた。過去の変遷をたどると、8世紀ころにはもっと若い年齢が定められており、いずれも2歳の差がみられた。現民法の条文には次のようにある。

未成年者の場合、契約には親の同意が必要であるため、もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができる民法で定められている。この未成年者取消権は、未成年者の消費者被害を抑止し、未成年者を保護するためのものだが、成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになる半面、「未成年者取消権」は行使できなくなってしまう。要するに、契約の権利を手にする反面責任も自分自身が追うことになる。契約には様々なルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がある。また、保護がなくなったばかりの成年が、悪質な業者から粗い打ちされるかもしれない。こうした消費者トラブルに遭わないためにも、契約に関する知識を学び、様々なルールを知っておく必要がある。